

尾花沢市新型インフルエンザ等対策行動計画(変更)の概要

◆計画の概要

【位置付け】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定により県の行動計画を踏まえた市の行動計画

〈方向性〉 新型コロナウイルス感染症への対応であきらかとなった課題やこれまでの関連する法改正等を踏まえ、政府における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改正（令和6年7月）、また県においても行動計画が令和7年10月に改正された。その趣旨を踏まえ、取り組むべき対策を「時期別」「項目別」に整理し、平時より感染症危機でより万全な対応を行うことをめざして、対策の充実等を図るため変更する。

【特措法上の「新型インフルエンザ等」の対象】

- 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
- 新型コロナ、再興型コロナ
- 指定感染症（既知の感染症で重篤なもの）
- 新感染症（未知の感染症で重篤なもの）

◆行動計画の改正の主なポイント

1. 発生段階の定義の統合・簡素化

現行の計画では「海外発生期」、「国内発生期」、「県内発生期」など主に地理的な区切りとしていたが、対策の性質に応じた「準備期（平時）」・「初動期」・「対応期」の3つに区分を変更。

2. 政府行動計画や県行動計画の「対策項目」の拡充に伴い、市行動計画の対策項目を6項目から7項目に拡充

現行（H26.3月策定）⇒	改定計画
①実施体制	①実施体制
②情報収集	②情報提供・共有
③情報提供・共有	リスクコミュニケーション
④予防・まん延防止	③まん延防止
⑤医療	④ワクチン
⑥市民生活及び市民経済の安定確保	⑤医療・保健
	⑥物資
	⑦市民生活及び市民経済の安定確保

3. 新型コロナ対応の経験を踏まえ抜本的に改正され、新型インフルエンザ等以外の呼吸器感染症も含め幅広く対応できるよう、記載を充実

計 画 の 構 成

《対策推進にあつたての留意点》

- 平時から備えの充実（関係機関の連携強化、人材育成・訓練の実施、DXの推進、市民への普及啓発）
- 感染拡大時における感染症拡大防止と社会経済活動継続のバランスを踏まえた対策の切替

◆段階別の主な対策

時期 対策項目	準備期 (未発生の段階)	初動期 (国内外で初発事例が確認された段階)	対応期 (国内発生～拡大期)
①実施体制 (P17～)	○初動体制移行の全庁的対応に備えた訓練の実施 ○政府・県等との平時からの情報共有・連携体制強化	○市対策本部の設置の検討 ○必要な人員体制の整備、各種対策のための財源確保に向けた準備	○緊急事態宣言後、直ちに市対策本部を設置 ○感染症状況等に応じた実施体制の機動的な切替
②情報提供・共有 リスクコミュニケーション (P19～)	○初動期移行における効果的な情報提供方法の検討 ○リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制 ○偏見・差別防止や、偽・誤情報の拡散防止に向けた啓発 ○国からの要請により相談窓口の設置準備	○各種媒体を活用した、新たな感染症に関する最新情報の迅速・一体的な提供 ○相談窓口の設置	○感染状況・病原体の変異等に応じた、対策の変更点等の迅速な情報提供 ○偏見・差別防止や、偽・誤情報の拡散防止に向けた対応 ○相談窓口の継続
③まん延防止 (P25～)	○市民に対する基本的な感染症対策の啓発 ○高齢者施設等における訓練・研修の実施 ○まん延時に実施される緊急事態措置等へ市民の協力を得るための平時からの啓発	○学校・施設・事業所等の各主体に対するまん延時に備えた対策の確認・準備要請 ○高齢者施設等における感染症拡大防止に向けた医療機関等との連携体制準備	○感染状況や病原体の性状変化等に応じた柔軟・機動的な対策の切替 ○政府による緊急事態措置、まん延防止措置等の発動に応じた、市民等への要請
④ワクチン (P31～)	○県や医療機関との連携による、発生時の円滑な接種体制構築に向けた準備 ○予防接種関係システムDXの推進	○県と連携した接種体制の構築準備 ○県が実施する健康観察や生活支援への協力	○接種体制の構築とワクチン接種の推進 ○ワクチンの安全性等に関する迅速・正確な情報発信
⑤医療・保健 (P41～)	○感染拡大時に備えた県や地域の関係機関との連携体制の構築	○感染拡大時の体制への移行準備 ○県が実施する健康観察や生活支援への協力	○有事体制への移行 ○感染拡大時における県への応援体制の強化（健康観察及び生活支援） ○要支援者への対応
⑥物資 (P44～)	○感染症対策物資の備蓄推進	○状況に応じた必要な物資の確保及び円滑な供給に向けた準備	○国、県と連携した物資配布等調整
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保 (P45～)	○事業者や市民等に対しての情報提供・共有体制の整備 ○業務継続計画の策定 ○火葬体制等の構築	○必要な対策の準備及び事業者・市民等へ感染症拡大防止に必要な対策等の準備の呼びかけ ○遺体の火葬・安置の想定	○準備期での対応を基に市民生活・経済の安定に向けた措置の実施 ○遺体の火葬・安置等の対応

※P〇～は、計画書のページ数